

つむぐ

公益社団法人 一宮法人会

No.156

[2022.1]



新年のごあいさつ

税制改正提言活動

ファミリーコンサート

各種セミナー・研修会

尾西6支部「びさいまつり」にて税金クイズ開催

新年のごあいさつ	年末調整説明会／新設法人説明会	18
公益社団法人一宮法人会 会長 豊島 半七 1	定例研修会／税務経理研究部会	19
名古屋国税局 課税第二部長 浅井 清貴 2	第35回 法人会全国青年の集い「佐賀大会」／ 模擬租税教室	20
一宮税務署 署長 今井 俊 3	ファミリーコンサート	21
公益社団法人一宮法人会 役員一同 4	第15回 法人会全国女性フォーラム「新潟大会」	22
秋の褒章受章を祝う 5	びさいまつり「税金クイズ」	22
納税功労表彰受彰者 5	支部役員会／支部税務研修会	23
第37回 法人会全国大会 岩手大会 ※オンライン開催 7	企業訪問「アイコクアルファ株式会社」	24
令和4年度 税制改正に関する提言(要約) 7	美濃路昔話	26
行動する法人会 10	はじめまして新会員の紹介	28
税務広報 11	編集後記	28
雇用トラブル対策セミナー(オンラインセミナー) 17		
税を考える週間広報 17		



表紙 一宮せんい団地

所在地：一宮市せんい1丁目～4丁目
 繊維卸団地として集約された地域経済の発展に寄与し続けている一宮せんい団地の全景である。
 1970年ごろに建てられた建造物は、ひとつひとつ趣が違い、約半世紀前の趣向を凝らした建物が数多く
 現存する地域で広々とした公園も多く開放的である。
 また、2021年10月30日には、ひつじサミットの一環として、一宮せんい団地活性化委員会主催により、
 ノスタルジックな街並みの、いくつかの渋ビルやスポットなどを巡り、この街の歴史や魅力を再発見
 する「渋ビルさんぽツアー」も開催された。

(写真提供：名古屋渋ビル研究会)

新年のごあいさつ

公益社団法人一宮法人会 会長
豊島 半七



新年あけましておめでとうございます。
 令和4年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
 会員の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、日頃から一宮法人会の活動に対しまして、格別のご理解と温かいご支援を賜り心からお礼申し上げます。

この1年を振り返りますと、一昨年から続く新型コロナウイルスの全国的な拡大により、飲食業や観光業などの業種においては休業等を余儀なくされ、人々の行動や事業活動にも制限が加えられるなど、経済や社会全体に大きな影響を受けました。会員企業の皆様方におかれましても、事業活動において大変ご苦勞が多かったものと推察いたします。

幸いなことに、昨年の後半からは、緊急事態宣言の再発出やワクチン接種などの各種感染拡大防止策の効果により、感染症が落ち着きを見せるようになり、コロナ前の日常生活や経済活動を徐々に取り戻しつつあります。

更に、外需の増加や政府の経済対策の効果などにも支えられて、日本経済は今後、回復傾向にあるとの予測もあり、大いに期待するところであります。

一宮法人会といたしましても、昨年は多くの事業活動が中止や縮小を余儀なくされる中、「今できること」を念頭に、試行錯誤しながらも定例研修会、年末調整説明会などの税知識の普及を目的とした事業や文化講演会、ファミリーコンサートなどの地域社会への貢献を目的とした様々な事業に取り組んでまいりました。今後も、会員の減少が続くなか厳しい運営が求められる現状ではありますが、皆様のお知恵を拝借し、従来にも増して企業経営と社会の健全な発展に貢献する事業の推進や会員の方々の交流を深める機会を提供して参りたいと考えております。

どうか会員の皆様には、今までにも増してご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスは新たな変異ウイルスの登場・拡大の可能性もあり、収束が見通せない状況が続くかと思われます。しかしながら、私ども企業経営者は、これまでも幾度となく厳しい局面を乗り越えてまいりました。世界的危機とも言えるこのような時にこそ、その蓄積された知識と経験を活かし、経済環境の変化に的確に対応して参りたいと存じます。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝と各企業の益々のご繁栄、そして感染症の一日も早い収束を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭の御挨拶

名古屋国税局 課税第二部長

浅井 清貴



令和4年の年頭に当たり、公益社団法人一宮法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。
会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
昨年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が無観客ながら開催され、多くの日本人選手が活躍しました。

また、メジャーリーグベースボールにおいて、大谷翔平選手が現代野球では例のない二刀流をやり遂げるなど大変喜ばしい出来事がありました。

このような中、新しく迎える年が、会員の皆様にとって充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、公益社団法人一宮法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応においては、行政のデジタル化の必要性が顕在化するなど、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

国税当局としましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とする「スマート税務行政」を目指し様々な取組を進めてきました。

今後におきましても、申告・納付のデジタル化の推進、内部事務のセンター化等、事務運営の見直しやインフラ整備などの取組を進めてまいります。これらの取組を成し得るためには、e-Taxやマイナンバー制度の更なる普及・定着が必要であり、法人会の皆様の御協力が必要不可欠であると考えております。

また、昨年は、令和5年10月1日に導入されるインボイス制度に係る適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されましたが、おおむね円滑に進められており、法人会の皆様から、説明会の開催や制度の周知・広報活動など幅広く御協力をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後も更に、インボイス制度の円滑な導入に向けて取り組んでいくこととしておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、公益社団法人一宮法人会において取り組まれております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者の皆様の税務コンプライアンスの向上に役立つものであり、極めて有意義な取組と考えておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の中、会員の皆様には工夫を凝らした会活動を実施していただいているところ、本年は従前以上の信頼関係構築の年にしたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人一宮法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭の御挨拶

一宮税務署 署長

今井 俊



令和4年を迎え、公益社団法人一宮法人会の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

昨年の7月に一宮税務署長を拝命して以来、早いもので半年が経過しました。

この間、貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、税知識の普及を目的とした各種研修会、特に各支部におけるインボイス制度研修会や年末調整説明会を積極的に開催するとともに、租税教室への講師派遣や地域イベントにおける租税教育活動、コンサートの開催等を通じた地域社会への貢献活動を展開されており、大変心強く感じているところです。

これもひとえに、豊島会長をはじめ役員の方々の並々な御尽力と、会員の皆様の御理解と御協力の賜物であると心から敬意と感謝の意を表する次第でございます。

さて、間もなく、令和3年分の所得税及び個人事業者の消費税等の確定申告の時期を迎えます。本年も「一宮地場産業ファッションデザインセンター」に申告会場を開設することとしております。

私どもとしましては、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保など感染防止に配慮した相談会場の運営に努めるとともにICTを活用した利便性の高い申告手続き等を推進してまいりたいと考えております。

特にスマートフォンを活用した申告手続きについては、令和4年1月から上場株式等の譲渡所得など対象範囲を拡大するとともに、スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影すれば金額等が自動で入力されるなど、さらに利便性の向上が図られております。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、自宅やオフィスから申告等の手続きを完了できるe-Taxの利用に、会員企業の役員の皆様をはじめ、従業員の皆様方にも御協力いただきますようお願い申し上げます。

e-Taxにつきましては、これまでも法人税、消費税及び源泉所得税等のe-Taxの普及・拡大に向けて、会員の皆様方の積極的な御利用と、会を挙げての推進活動をしていただいております。改めて深く感謝申し上げます。これからも一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人一宮法人会のますますの御発展と、会員の皆様の御多幸並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



謹賀新年



公益社団法人一宮法人会 役員一同

役職名	氏名	法人名	
会長	豊島 半七	豊島 (株)	
副会長	則竹 伸也	共和食品工業 (株)	
	向山 支部長	榊原 建設 (株)	
	滝 幹夫	(株) 滝 善	
常任理事	児島 秀光	(株) 秀 興 組	
	事業委員長	金森 和広	(株) カ ナ ッ ク ス
	女性部会長	五藤 達代	大蔵通商 (株)
	広報委員長	加藤 豪	(有) 藤 市 殖 産
専務理事	総務委員長	小島 洋一	(株) 愛 和 産 業
	森 俊輔	モ リ リ ン (株)	
理事	小柳 宏	(公社) 一宮法人会	
	大志支部長	木全 義信	(株) カ ー サ イ タ リ 屋
	本町支部長	木村 実	(株) 木 村 硝 子 店
	栄支部長	大鹿 晃裕	大 鹿 (株)
	神山支部長	永田 忠義	永 田 (株)
	宮西支部長	森 俊一郎	モ リ 印 刷 (株)
	貴船支部長	森 幹昇	簡ヒロミ写真機店
	富士支部長	大崎 政雄	大 崎 機 工 (株)
	大江支部長	金子 正三	(株) 一 宮 看 板 店
	せんい支部長	佐々木 久直	サ サ キ セ ル ム (株)
	丹陽支部長	植田 常幸	永 興 物 産 (株)
	奥支部長	時田 典幸	時 田 毛 織 (株)
	萩原支部長	花木 達美	花 正 建 設 (株)
	今伊勢支部長	佐藤 純史	金 銀 花 酒 造 (株)
	大和支部長	神戸 孝行	神 戸 産 業 (株)
	葉栗支部長	左合 輝行	丸 左 撚 糸 (株)
	浅井支部長	伊藤 裕彦	(有) ラ ム ダ
	西成支部長	長谷川 正己	(株) 東 海 パ ン
	千秋支部長	平松 誠治	丸 松 織 布 (株)
	起支部長	柴田 裕一	(株) 柴 田 電 機
	大徳支部長	近藤 米一	(有) 近 藤 商 店
	三条支部長	吉田 達弘	(株) 吉 田 組
	開明支部長	野田 邦彦	(株) ノダックスコーポレーション
	厚生委員長・小信中島支部長	山田 一仁	(株) 山 田 家 具
	朝日支部長	坂井 俊夫	(株) 坂 井 工 業 所
	稲沢支部長	森 清次	岩 本 製 菓 (株)
	木曾川支部長	矢野 尚彦	(株) 中 工
	北方支部長	高橋 裕之	曾 根 建 設 (株)
	祖父江支部長	吉川 貴祥	美 吉 建 設 (株)
	平和支部長	石井 善博	(株) ミヤケライフエージェンシー
	税制委員長	塚本 雅弘	(株) 塚 本 印 刷
	組織委員長	青木 俊憲	(株) シ ー エ ー シ
青年部会長	土川 正夫	(株) 土 川 油 店	
	光松 裕起	中 部 抵 抗 器 (株)	
	杵本 明	い ち い 信 用 金 庫	
	内藤 久嗣	尾 西 信 用 金 庫	
稲沢支部 副支部長	久納 英治	丸 徳 産 業 (株)	
厚生委員会副委員長	金森 貴史	春 日 ゴ ム 工 業 (株)	
青年部会 相談役	佐々 憲一	東 和 工 業 (株)	
青年部会 相談役	新井 仁志	(株) 森 の 木 ラ イ フ	
女性部会 副部会長	森 久江	(株) 森 熊	
監事	水谷 豊	(株) 水 谷	
	永井 伸治	(株) 永 井 水 道 設 備	
	大塚 えい子	(有) 指 英 商 店	

令和3年12月現在

令和3年

秋の褒章受章を祝う

藍綬褒章 防犯功績



水谷 和司 氏

有限会社 三協工務店
代表取締役

令和3年度 納税功労表彰受彰者

名古屋国税局長表彰受彰者

(敬称略)

氏名	役職名
則竹 伸也	一般社団法人 愛知県法人会連合会 理事 公益社団法人 一宮法人会 副会長





令和3年度 納税功勞表彰受彰者

一宮税務署長表彰受彰者

(敬称略・五十音順)

氏名	役職名
新井 仁志	公益社団法人 一宮法人会 理事
小島 洋一	公益社団法人 一宮法人会 常任理事
左合 輝行	公益社団法人 一宮法人会 理事

一宮税務推進協議会長表彰受彰者

(敬称略・五十音順)

氏名	役職名
川松 里美	公益社団法人 一宮法人会 女性部会 常任理事
佐々木 久直	公益社団法人 一宮法人会 理事
墨 大輔	公益社団法人 一宮法人会 青年部会 副部会長
森 幹昇	公益社団法人 一宮法人会 理事



令和3年度 一宮税務署長表彰記念



令和3年度 一宮税務推進協議会長表彰記念

第37回 法人会全国大会 岩手大会 オンライン開催

令和3年10月7日(木) 岩手会場:ホテル外口ポリタン盛岡ニューウイング 東京会場:全法連会館

令和3年10月7日(木)に全法連主催による第37回法人会全国大会岩手大会がオンラインにて開催された。一宮法人会事務局において、塚本税制委員長、土川税制副委員長、梅谷税制副委員長、光松理事(愛知県連税制副委員長)の4名が視聴した。

第1部の記念講演では、アイリスオーヤマ株式会社 代表取締役会長 大山健太郎氏より「ユーザーイン経営」と題して講演が行われた。

第2部の式典では、全国法人会総連合 飯野税制税務委員長より、「令和4年度税制改正に関する提言」についての取り纏め経緯と主な提言内容について報告がなされた。

また、青年部会の租税教育活動として、都城法人会青年部会より「人を思いやり支えあう心〜未来のために今、できることから始めよう〜」と題して事例報告がなされた。

(報告者:税制委員長 塚本 雅弘)



令和4年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

- 膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。
- 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組みなければならない。

1. 財政健全化に向けて

- 2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のP B黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。
- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。
- 社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
- 次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

- 中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
 - (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
 - (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限(令和5年3月末日)お

よび特例措置の適用期限(令和9年12月末日)を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
 - (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
 - (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
 - (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

III. 地方のあり方

- 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。
- 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
 - (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
 - (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- 政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。
3. 租税教育の充実

※科目別の具体的課題等の詳細については、当会ホームページをご覧ください。

行動する法人会

令和4年度 税制改正に関する提言

一宮法人会では令和3年10月～12月、税制委員会のメンバーが地元国会議員・地方自治体に全法連作成の「令和4年度税制改正に関する提言」と愛知県連作成の「令和4年度税制改正提言事項」を手渡しして、税制提言活動を実施しました。

国会議員



自由民主党：江崎鐵磨議員
提言日 令和3年12月4日



日本維新の会：杉本和巳議員
提言日 令和3年11月14日

地方自治体



中野正康 一宮市長
提言日 令和3年10月29日



花谷昌章 一宮市議会議長
提言日 令和3年10月29日



加藤錠司郎 稲沢市長
提言日 令和3年11月8日



服部猛 稲沢市議会議長
提言日 令和3年11月8日

令和4年度 税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。
深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

ネットでe-Tax スマートフォンから！

かんたん・便利♪

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

推奨ブラウザ
iPhoneの方 Androidの方
Safari Google Chrome

確定申告
確定申告書等作成コーナーにアクセス

確定申告書等作成コーナー

STEP 2 送信方法を選択

マイナンバーカード方式
「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り

ID・パスワード方式
ID・PWが目印

住所、氏名等の情報が表示されます

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方

「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に発行されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカードが必要です。

STEP 3 金額などを入力

STEP 4 送信

収入の入力



給与所得の源泉徴収票
などを入力

控除の入力



医療費やふるさと納税の領
収証などを入力



e-Taxで送信

スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）



カメラを起動して
源泉徴収票を撮影



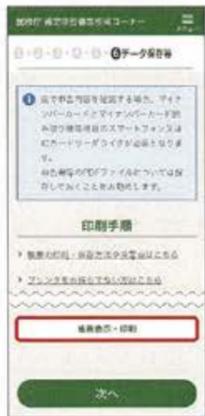
内容を確認



読取内容が自動入力

NEW!!

保存方法

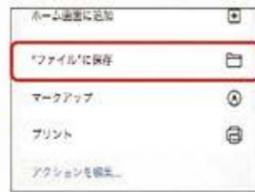


「帳票表示・印刷」をタップ

iPhoneの方



「共有」ボタンをタップ



「ファイル」に保存を選択

Androidの方



自動で端末内に申告書
データが保存される

保存データの確認方法

iPhoneの方



ファイル

保存データは「ファイル」アプリから
確認することができます

Androidの方



「Google Chrome」の
右上の「:」ボタンをタップ



「ダウンロード」メニューから
保存データを確認できます

・ご利用には別途通信料がかかります。
・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他国で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社とのライセンスに基づき使用されています。
・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

インボイス制度のオンライン説明会に 興味をお持ちの事業者の皆様！！

国税庁では、インボイス制度のオンライン説明会の
過去の模様（アーカイブ）を用意しております。
お手持ちの**スマートフォン**や**パソコン**で
いつでもご覧いただけます。

インボイス制度のオンライン説明会では、
「**基礎編**」と「**テーマ別編**」を開催しています。

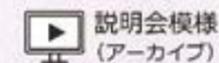
基礎編

インボイス制度の概要について説明しています。【約40分】
「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」
（パンフレット）の基本的な部分を中心に説明します。

こんな疑問をお持ちの方に /

- ▶ インボイス制度ってなんだろう。
- ▶ インボイス制度が始まると何がかわるのかな。
- ▶ 今のうちに準備しておかないとかわいかな。
- ▶ 消費税の申告をしたことがないけど、関係があるのかな。
- ▶ 何か手続きしなければいけないのかな。

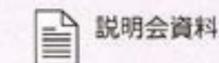
説明会の動画を是非ご覧ください！



説明会模様
（アーカイブ）



説明会の資料はこちら！



説明会資料



※外部サイトに
接続します。

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

説明会の模様や資料のほかに、申請手続きに関することやQ&Aなど
インボイス制度のより詳細な情報などを掲載しています。

インボイス制度 特設サイト



国 税 庁

軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号

0120-205-553 (無料)

受付時間

9:00~17:00 (土日祝除く)

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の
登録申請手続きに
ついて知りたい方
➡ 「1」

帳簿・請求書など
の記載事項に
ついて知りたい方
➡ 「2」

その他の軽減税率制度・
インボイス制度に
ついて知りたい方
➡ 「3」

○ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。

下のコードから
サイトへ



【令和4年1月以降用】

電子取引データの保存方法をご確認ください

◆ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。

◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります (PDF やスクリーンショットによる保存も可)。

どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です (詳しくは裏面をチェック)。

※2年(期)前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め(税務職員への提示等)に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



国税庁

令和3年11月
(令和3年12月改訂)

✔ 改ざん防止のための措置について

◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、[国税庁HP](#)でサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご活用いただけます。



✔ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

(イメージ)

通番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	株式会社	請求書
2	20210210	330000	国税工務店	請求書
3	20210228	330000	国税工務店	請求書
...
49	20211217	220000	株式会社	請求書
50	20211227	550000	国税工務店	請求書

◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

(イメージ)

20210131_110000_株式会社.pdf
20210210_330000_国税工務店 (株).msg
20210228_330000_国税工務店 (株).pdf
20211217_220000_株式会社.msg

(例) 2021年1月31日 株式会社からの110,000円の請求書なら「20210131_110000_株式会社」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

✔ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただくなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

◆ 要件を満たしたソフトウェア等か確認するための**認証制度**があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、[国税庁 電子帳簿保存法](#) で [検索](#)



令和3年11月
(令和3年12月改訂)

雇用トラブル対策セミナー

令和3年11月19日(金) e-ライブセミナー 参加申込者/28名

講師/社会保険労務士 大野 ゆかり 様

テーマ/すぐに役立つ雇用トラブル対策のポイント
～中小企業の労務管理から見る経営力の管理～

去る2021年11月19日に、「雇用トラブル」対策セミナーを開催しました。コロナ禍の環境を考慮して、昨年度に続きWebセミナーの形式で視聴いただきました。

講演内容は、以下の5つの項目でした。

1.最近の雇用トラブルの現状と背景

総合労働相談件数は平成23年以降連続で100万件を超えており、高止まりしている現状についての解説がありました。また、相談内容として「いじめ・嫌がらせ」が大幅に増加しており、その背景にある「ネットでの情報氾濫」や「あいまいな契約、就業規則の未周知」等があげられておりました。

2.新型コロナウイルス感染症に関連する労務管理とトラブルへの対策のポイント

「ワクチン接種を強制できるか?」「未接種者への業務制限は可能か?」といった事例を中心に解説があり、在宅・テレワーク勤務の課題と解決策について解説がありました。

3.労働時間と未払残業代に関するトラブル対策

使用者には労働時間を適正に把握する責務がある事が解説され、残業代請求についての注意点を具体的に解説されました。

4.いじめ・パワハラ問題対策のポイント

職場における「パワーハラスメント」の具体的な定義について解説がなされ事例ごとの解説がされました。

5.職場でのメンタルヘルス対策のポイント

「安全配慮義務」「安全・健康確保義務」について解説され、メンタルヘルス不調を防止するための取組についてポイントの解説がされました。

今回はコロナ禍における「在宅勤務」「ワクチン接種」等におけるトラブル事例を雇用トラブルの観点で社会保険労務士の**大野ゆかり**先生に具体的に解説いただきました。いずれの事象もコロナ禍特有の問題であり、法人会会員企業の皆様に関心をもってご視聴いただきました。今後も多くの会員企業の皆様に関心をお持ちのテーマにてセミナー開催を行いたいと考えます。(報告者:AIG損害保険株式会社名古屋支店 森 浩)



山田厚生委員長

税を考える週間における広報活動

令和3年11月11日(木)～17日(水)

JR尾張一宮駅東口iビルのコンコースに設置されている七タビジョン(コンコース西側:織姫ビジョン、コンコース東側:彦星ビジョン)を利用し、法人会の知名度向上と「税を考える週間」の周知を目的とした広報用画像を11月11日～17日に放映しました。



西側:織姫ビジョン



東側:彦星ビジョン

年末調整説明会

テーマ：年末調整等について

令和3年11月15日(月) 10:00～
 会場／尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 参加者／32名
 講師／一宮税務署 法人課税第六部門
 上席国税調査官 永嶋 万穂 様
 一宮税務署 管理運営部門
 連絡調整官 山田 光俊 様

令和3年11月15日(月) 14:00～
 会場／尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 参加者／48名
 講師／一宮税務署 法人課税第六部門
 国税調査官 西川 優花 様
 一宮税務署 管理運営部門
 連絡調整官 山田 光俊 様

令和3年11月24日(水) 14:00～
 会場／名古屋文理大学文化フォーラム(稲沢市民会館)小ホール
 参加者／57名
 講師／一宮税務署 法人課税第六部門
 上席国税調査官 高原 克弥 様
 一宮税務署 管理運営部門
 連絡調整官 山田 光俊 様

本年度は税務署による「年末調整等説明会」の開催がありません。したがって、一宮法人会では、年末調整における控除誤り等の間違いの多かった点に注意して、令和3年分の年末調整を正しく実施するために、年末調整説明会を開催しました。また、ダイレクト納付等のキャッシュレス納付や納税事務のデジタル化についても、ご説明いただきました。



新設法人説明会

令和3年10月21日(木)
 会場／一宮地場産業ファッションデザインセンター
 参加者／39名

公益社団法人一宮法人会では、一宮税務署との共催により、新しく設立された法人を対象に、法人税の基本的事項、消費税の仕組みと手続き、消費税の適格請求書保存方式、印紙税の基本的事項、源泉徴収の仕方等について、一宮税務署の担当官よりご説明をいただきました。

また、当説明会の中で、青木組織委員長が「法人会においては、経営者に役立つ様々な情報等を提供しているので、ご加入をぜひともご検討ください。」と、お願いをしました。



定例研修会

テーマ：《9月》法人税における迷いやすい事例について(その1)
 《10月》法人税における迷いやすい事例について(その2)

講師：一宮税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 青山 和生 様

一宮市民会館	9月15日(水)	89名
稲沢勤労福祉会館	9月22日(水)	48名
一宮市民会館	10月12日(火)	81名
稲沢勤労福祉会館	10月14日(木)	40名

一宮法人会では、年間6回、各2会場(一宮市・稲沢市)にて、一宮税務署の関係係官を講師にお招きして、税務に関する勉強会を開催しています。



税経部会

税務経理研究部会

《7月例会》令和3年7月12日(月)
 会場／一宮商工会議所 参加者／21名
 テーマ「法人税・消費税 迷いやすい事例の実務対応」
 講師／公認会計士 三島 啓一 様

《9月例会》令和3年9月21日(火)
 会場／一宮商工会議所 参加者／23名
 テーマ「インボイス制度に関するQ&A及び具体的な申請方法」
 講師／一宮税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 青山 和生 様

《11月例会》令和3年11月8日(月)
 会場／一宮商工会議所 参加者／28名
 テーマ「電子帳簿等保存制度における具体的な保存方法及び年末調整手続の電子化について」
 講師／一宮税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 青山 和生 様
 一宮税務署 法人課税第六部門 統括国税調査官 原 信弘 様

《12月例会》令和3年12月6日(月)
 会場／一宮商工会議所 参加者／22名
 テーマ「税務行政の現状」
 講師／一宮税務署 筆頭副署長 篠田 昌宏 様

税経部会では、企業の経営者や経理担当者を中心としたメンバーにより、年に5～6回にわたり税に関する勉強会や講演会を行っています。

写真は7月例会、12月例会の様様です。



7月例会



12月例会

第35回 法人会全国青年の集い「佐賀大会」

令和3年11月25日(木)・26日(金) 会場／佐賀市文化会館 参加者／1名

第35回 法人会全国青年の集い「佐賀大会」が“つなぐ 維新の力輝ける未来へSAGA”のスローガンのもと開催されました。例年であれば青年部会役員に参加を呼びかけ、青年部会活動の理解を深め、次年度以降の活動に活かせるよう相談をしたり、50歳を迎え本年度でご卒会のメンバーへの感謝の場としてきたのですが、本年度は全国法人会総連合青年部会連絡協議会より連絡があり、新型コロナウイルス感染症対策のため部会長一人で参加してほしいという事で私、土川正夫1名で参加してまいりました。



1日目は「部会長サミット」がパネルディスカッション形式で行われ、主に「租税教育活動」「健康経営」「会員増強」の3つのテーマが青年部会として力を入れるべき活動だと再確認しました。また夜には、部会長ウェルカムパーティー・愛知県連主催の情報交換会を兼ねた懇談会が開催されました。

2日目は、「租税教育活動プレゼンテーション」及び「健康経営大賞ファイナリスト紹介事例」が開催され、最優秀賞を選ぶべく私も一宮法人会を代表して1票を投じました。続けて「大会式典」、優木まおみ氏による「身体と心・仕事とバランスよく過ごすために」という健康経営をテーマとした記念講演が開催され、大変参考になりましたので、これからの青年部会活動の更なる充実に向けて大いに参考になりました。

全国各単会の方に出会う事でその活動に刺激を受け、充実した二日間になりましたが、来年はこの時間を明日の法人会青年部会を支えるメンバーとも共有したいと改めて感じました。今回は素晴らしい機会を作っていただき誠にありがとうございました。
(報告者:青年部会 部会長 土川 正夫)

模擬租税教室

青年部会では、令和3年度2・3学期の租税教室に向けて、講師養成を目的に新任講師予定者6名による租税教室模擬授業を開催しました。

会場／尾張一宮駅前ビル(i-ビル)大会議室
実施日／令和3年11月 4日(木) 参加者／11名
令和3年11月11日(木) 参加者／10名
令和3年12月 1日(水) 参加者／15名



感動と笑いを共有できたファミリーコンサート

令和3年9月11日(土)

会場／尾張一宮駅前ビル(i-ビル)7階シビックホール 参加者／77名

春の年間事業計画を決める女性部会役員会で、「子ども公益社団法人一宮法人会は、コロナ禍の時期だからこそ地域社会の皆様の何かお力になりたいですね」との五藤部会長の思いに役員が共感し、この社会貢献事業の企画が始まりました。

まず、お子様をはじめ皆様に元気になって帰っていただこうと、楽しい曲がいっぱいつまったプログラム構成をかなえてくれる演奏家を探しました。三人の若手の演奏家、ヴァイオリンの小関杏奈さんと飯田桐乃さん、ピアノの里見早紀さんをお願いでき準備を進めました。

それが、コロナ禍第5波の緊急事態宣言下の開催になるなんて…

中止するのは簡単ですが、整理券の返信も事務局に多く集まり皆様楽しんでくださることがわかります。熟慮の上、開催と決まりました。

そして当日、主催者側の私たちが考えられる中で最善を尽くして皆様をお迎えしました。

1 ヴァイオリンとピアノのコンサート

リベルタンゴ、情熱大陸、花は咲く、レットイットゴー(アナと雪の女王より)など聞き覚えのある曲ばかりで、最後の曲の「崖の上のポニョ」では皆さんの手拍子で盛り上がりました。アンコール曲は「鬼滅の刃メドレー」で子どもたちも大喜びでした。「この時期に生演奏を聴けて感動しました。」等の感想を頂き、音楽は私たちに癒しと前を向く力をくれました。

2 クラウンミントのショー

観客とソーシャルディスタンスを守りつつ巻き込んでの手作りやバルーンアートで笑いの渦。皆さまがマスクの中で笑顔になられたことと思います。「久しぶりにおなかを抱えて笑ったわ」とお客様からお聞きしました。

こうして1時間半のプログラムが予定通り終わり、混乱なくお客様をお見送りして無事にコンサートが終了いたしました。また、その後も感染等の問題もなく安堵いたしました。

緊急事態宣言下での社会貢献事業の開催は大変でしたが、私たちはリスク管理等の多くの貴重な体験を積むことができました。

最後になりましたが、一宮税務署から法人課税第一部門 吉田貴子統括官様がお越しく下さいました。ありがとうございました。

当日お手伝い頂きました役員さん方には開催時間の間に集合していただいたにもかかわらず個々のお役目を手際よくきちんとお務めいただきましたこと、また、事務局の多大なサポートに心より感謝申し上げます。

そして、コロナ禍が少しでも早く収束し、(公社)一宮法人会の社会貢献事業が制約なく行えて地域に貢献することができます様に心より願います。ありがとうございました。

(報告者:女性部会 副部会長 大塚 えい子)



第15回法人会全国女性フォーラム新潟大会

令和3年11月16日(火) 会場/朱鷺メッセ 参加者/3名

新しい形、新潟から。—新時代 令和にはばたく女性のカー

第15回法人会全国女性フォーラムが、新潟県「朱鷺メッセ」で開催されました。一宮法人会女性部会は五藤部会長・大塚副部会長、森の3名で参加しました。遠い寒い、米どころ・酒どころ、そんな印象しかない私には初めての新潟です。片道3時間半ほどの電車旅でしたが乗り継ぎの便もよく、さほど寒くもなく快適な行程でした。また、商業施設も多く、ほどよい都会といった雰囲気のある街でした。新潟を紹介したパンフレットには北前船の寄港地であったことから、自ら船を持ち商売を始めた商人もあり大きな富を成したとあります。「財団法人 北方文化博物館」として保存されている豪農伊藤家の見学で往時の繁栄の様子がよくわかります。新潟駅から少し進むと広い田園風景が広がり黄金色に輝いた稲を刈り取った後に白鳥が寄って羽を休め、酒蔵では新酒の仕込みが始まり…と、まさにまんが「日本昔話」の世界ようです。さて、今年の大会は新型コロナウイルス感染症が広がったことから、去年は開催が見送られ2年ぶりとなります。



第1部、文化庁前長官・東京藝術大学前学長で顧問の宮田亮平氏による「ときめきのとき」と題した記念講演では「何かと何かを組み合わせる事により経済効果を発揮する」「肩の力を抜き頑張れば、何か面白いことができる。」とエールを頂きました。

第2部、活動事例発表後「新しい形、新潟から。」では、コロナ感染が広がり私たちの生活は大きく変化した。「ニューノーマル」と言われる新たな暮らし方が求められるなど、女性部会も「今何をやるべきか」を真剣に考える時が訪れた。女性部会に求められる役割を共に考え、これまでとは異なる新しい形を求めさらなる飛躍を目指す契機とする。女性らしい豊かな感性からの発想を大切に、変化にシなやかに対応し活動のクオリティ向上へと繋げることを宣言され次回開催地静岡県へ大会旗の伝達がされました。

コロナ感染の不安は私たちの活動にも制限を課しましたが、少しずつ回復の兆しが視られるような今、これからの社会貢献・地域の活性化のために何が求められているのか考えてみようと思います。女性らしい豊かな発想で、肩の力を抜いて…

終わりに今大会では全国から1200人の会員の皆様に参加されました。会場では細やかな感染対策とマスク越しの笑顔で迎えいただきました。たくさんのご配慮により参加できましたこと、ありがたく感謝申し上げます。

(報告者:女性部会 副部会長 森 久江)

地域社会貢献事業

びさいまつり



尾西6支部

税金クイズ開催

令和3年10月23日(土) 参加者/249名

地域イベントにおける租税教育活動の一環として尾西6支部により「びさいまつり」において税金クイズを開催し、税の啓発活動を実施した。



支部のうごき R3.9~R3.12

支部役員会・役員総会

祖父江支部	9月 13日(月)
大徳支部	10月 15日(金)
宮西支部	10月 26日(火)
貴船支部	10月 26日(火)

木曾川支部	11月 4日(木)
平和支部	11月 5日(金)
せんい支部	11月 26日(金)
丹陽支部	11月 26日(金)

支部税務研修会 R3.9~R3.12

テーマ:

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要について

講師/一宮税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 吉田 貴子 様



祖父江支部
令和3年9月13日(月) 参加者32名
祖父江町商工会館



稲沢支部
令和3年11月22日(月) 参加者30名
稲沢商工会議所



木曾川・北方支部
令和3年12月8日(水) 参加者32名
木曾川商工会館



萩原支部
令和3年12月21日(火) 参加者30名
萩原公民館

アイコクアルファ株式会社

Company visit

企業概要

所在地 愛知県稲沢市祖父江町森上本郷十一、4番地1

電話 0587-97-1111 (代表)

FAX 0587-97-1177

創立 昭和18年8月18日

資本金 12億円

代表者 代表取締役社長 樋田 克史

社員数 1,041名

事業内容 精密冷間鍛造、ラクラクハンド製造販売、精密切削加工、CAD/CAMシステム開発販売

関係会社 アイコクアルファ運輸有限会社、アイコクアルファ開発有限会社、

アイコクアルファオート有限会社、アメリカンアイコクアルファ (アメリカ シカゴ)



発祥の地
「いこいの広場」



報告記事

稲沢市祖父江町森上にある「アイコクアルファ株式会社」様を訪問しました。

樋田克史代表取締役社長よりご挨拶いただいた後、木村CKSTチーフマネージャー（経理チーム）と姫宮GSRTチーフマネージャー（技術・教育・広報チーム）から事業内容についてご説明いただきました。

アイコクアルファ株式会社は、高精度な冷間鍛造により、自動車の等速ジョイント部品・トランスミッション部品などを製造する「CF事業部」、人の手に追従するフレキシブルなハンドクレーンを製造販売する「RH事業部」、航空宇宙機体部品やエンジン部品など高い加工技術が求められる製品を生産している「AP事業部」、航空機や自動車業界など、製造業で使用するCAD/CAMシステムの開発・販売・支援を行っている「MS事業部」の4つの事業から成り立っており、それぞれの事業で、高い世界シェア・日本シェアを誇っています。

今回の訪問で私が興味を持ったことは、技術・業績の躍進はもちろんのこと、訪問時にお聞きした会社の理念や方針です。「社員はパートナー、会社と社員が対等である」「社員が主体性を持ち、おもしろおかしく働くことが大切」「入社条件の一例として恋をしたことがない人、友達にノートを貸したことがない人はお断り」「一般的な賞与ではなく、各事業部別に生み出した利益を配分する」など。社員はパートナーとして信頼され、仕事に責任を持ち、実行することで成長することができる、そしてそれが会社全体の成長につながる。こうした環境がゆえに、さらに会社と社員の信頼関係が築かれていると感じました。

事業内容の紹介を受けた後、昨年4月30日にオープンした「いこいの広場（樋田成二メモリアルホール）」と、RH事業部がある一宮工場を見学させていただきました。「いこいの広場」は、地域の皆さまに感謝の気持ちを込め、アイコクアルファの発祥の地である旧本社工場の跡地にオープン。芝生広場やビオトープ、開放感のあるデッ



キテラスなどがあり、ゆったりとくつろげる空間になっていました。また、今年の春にはビオトープにヘイケボタルの幼虫を放ち、初夏にはホタル観賞会を開くそうです。ゆくゆくは、ホタルを定着させることが夢だとか。実現し地域の方の夏の楽しみのひとつになるといいですね。

続いて訪れた一宮工場では、小林RHチーフマネージャーのご案内で「ラクラクハンド」の製造工程を見学しました。「ラクラクハンド」は、人の手が必要な作業をサポートし、安心・安全に、しかも思いのままに使えるハンドクレーン。たとえば、30kgのお米袋を簡単なハンドル操作で持ち上げて移動させたり、ハンドクレーンの先端につながったグローブをはめることで、重い機材や荷物を簡単に動かしたりすることができます。私も実際に体験させていただきましたが、全く重さを感じることなく米袋を持ち上げることができました。この「ラクラクハンド」は、ユーザーの作業環境に応じて仕様が異なるため、オーダーメイドにこだわり、作業される方に寄り添い、負担を少しでも軽減できるよう創意工夫されています。その思い、熱意は説明を聞いているだけでも伝わってくるほどでした。

今回の企業訪問を通して、地域の皆様、ユーザー、そしてなにより社員への熱い想いがつまった会社であり、また、地域、ユーザー、社員からも必要とされている会社であると感じました。

最後にお忙しい中、今回の訪問を受け入れてくださったアイコクアルファの皆様にご挨拶申し上げます。

(報告者: 広報委員 今枝 依子)

斬新な発想と強いこだわりで、独創的な製品を世界へ。

「会社はそこで働く人のためにある。」という理念を胸に、社員一人ひとりが主体性を持ち、個性を発揮しながら挑戦続けている会社です。

RH 事業部

完全自動化できず、人の手が必要な作業をサポートし続けている「ラクラクハンド」。“人に寄り添う、手クノロジー”を駆使し、オーダーメイドで一台ずつ丁寧に創り上げることで、世界各地の多様な分野で活用されています。



ラクラクハンド
エア式と電気式で人の手に追従する
フレキシブルなハンドクレーン



ハンディーハンド
形や大きさ、重さの違いを問わず、
手で持てるものなら何でもアシスト



カンタンハンド
袋やカートンを吸着して運ぶ専用機

CF 事業部

素材からの成形で、切削と同レベルの高精度ネットシェイプを追求した「精密冷間鍛造」。長年の開発ノウハウと、脈々と受け継がれた創意工夫の精神によって、世界No.1精度の精密冷間鍛造に挑戦しています。



等速ジョイント内輪



サンギア

MS 事業部

モノづくりの経験を活かし、IT技術の進化と適宜な3次元ソリューションの提供によって成長し続けるMS事業部。独自のノウハウをもとに、「CAD/CAMシステム」の販売・支援・アプリケーション開発を行っています。



ESPRIT (CAMソリューション)

AP 事業部

最新の同時5軸マシニングセンタの活用と独自のワンクランプ工法の追求により、高度な加工技術を必要とする「同時5軸切削加工」で、世界No.1の切削技術に挑戦しています。



インペラ



プリスク



機体部品

美濃路

昔話

美濃路・稲葉宿



美濃路は、今から約400年前に、関ヶ原の合戦に勝利した徳川家康軍が凱旋した道である。それ以降、江戸幕府将軍の上洛(家康3回、秀忠2回、家光3回)は美濃路を通行し、他の通行を認めない「吉例街道」であった。

寛永11年(1634年)3代将軍家光が上洛した時、稲葉宿の禪源寺に泊まり、御旅所にした。翌年、江戸幕府は全国大名260家を江戸に集めて、参勤交代をさせるため江戸から国元へ往還する「五街道と脇街道」を整備して、一定区間毎に一里塚と宿場を設けて、道中奉行が直轄管理しました。

また、公用旅行者のために、伝馬宿駅制を定めて、宿



場に問屋場を設け、宿役人に宿駅業務を任せました。この宿駅業務の主なもの、人馬継立と休泊所の手配でした。

人馬継立は宿場から宿場まで、次の宿場を越えて行くことが許されない、駅伝方式でした。この伝馬宿駅制度は明治になって廃止されたので、宿場の本陣・脇本陣・問屋場・高札場等は廃止されました。

現在、美濃路の面影や宿場の賑わいを偲ぶことが出来る家並みが無いのが残念です。

令和2年に稲沢市が美濃路稲葉宿の本陣跡に昔の門構えの姿を再現した「美濃路稲葉宿本陣跡ひろば公園」(写真1)を地域活性化の交流拠点に整備しました。

今は無き往古の美濃路稲葉宿場の内容について、過去の文献資料から紹介します。

天保14年(1843年)の道中奉行編「美濃路宿村大要」には、【美濃路七宿14里24町余は、東海道宮宿を起点とし、名古屋宿迄1里半、清須宿迄2里、稲葉宿迄1里半、萩原宿迄1里半、起宿迄1里で、尾張藩領内7里半である。起宿から木曾川を渡って美濃国に入り、墨俣宿、大垣宿を経て、中山道の垂井宿追分が終点である。】この区間(約58km)が美濃路で、ほぼ平坦な道であるため、東海道の鈴鹿峠、桑名の七里渡船、中山道の険しい山道を避けた女性の方が多く利用したので「姫街道」とも呼ばれていたようです。

稲葉宿場は、清須から稲沢市内に入り、井ノ口四ツ家追分で、岐阜街道と分かれて、長東、高御堂、小沢村に入り、「小沢一里塚」から宿場町に入ります。小沢村上



町で、街道は突当り直角に(写真2 美濃路見取絵図稲葉宿部分)曲って直ぐ稲葉村東町に入り、中町、西町の三宅川に架かる「ハエの橋」まで、延長8町21間(約912m)が宿場の町並みです。稲葉宿の規模は稲葉村と小澤村の二村の合宿で、家数336軒、人口1,572人、石高1,104石、宿場に必要の休泊施設として、本陣1軒、脇本陣1軒、旅籠屋が8軒ありました。伝馬業務の人馬継立、継飛脚のための施設として、問屋場が3ヶ所あり、伝馬人足50人、馬50疋が常備されていました。また、高札は村境(札の辻)に立てられていた。町並みの人家は、大半が茅葺屋根で、商屋は1階(中二階)建ての切妻瓦屋根の格子戸付が多かったようです。具体的な家並みは幕末の和宮降嫁時に作成された「美濃路稲葉宿家並絵図」に記されています。稲葉宿の宿駅業務は「人馬継立」「公用書類運搬」「継飛脚」「旅宿手配」であり、それを担当する人を「宿役人」と称し、問屋2人・年寄1人・立会役3人・帳付(書記)2人・人馬指2人・飛脚役8人・人馬役8人が、宿場の問屋場に常勤して、道中奉行の支配下に置かれていました。

稲葉宿の本陣は小沢村上町の原所次右衛門氏・宅建坪113坪(約373㎡)、脇本陣は稲葉村東町の吉田又吉氏・宅建坪70坪(約231㎡)で、両人は本陣職・脇本陣職を道中奉行から任命され幕末まで世襲しました。東問屋場は原家、中間屋場は伊東家、西問屋場は両家が2日交替で努めました。旅籠屋は8軒で大規模なもの無く、中規模2軒、小規模6軒で、問屋の支配下にあり、自ら休泊人を決める権限は与えられていませんでした。

なお、幕府の道中奉行から義務付けされた人馬数だけで足りない場合、近隣の村々が支援する指定助郷は21カ村(小池正明寺・松下・稲島・木全・石橋・桜木・重本・長東・治郎丸・島・梅須賀・平野・横地・池部・小寺・高御堂・南高井・北高井・於保・氏永・戸塚・助郷石高10,433石)が稲葉宿を支援しました。

それでは、どのような人たちが美濃路を通行して稲葉宿で休泊したのでしょうか。

毎年、美濃路を通行した参勤交代の大名は(福井・彦根・徳島・広島・紀州・明石・姫路・高松・大垣・丸岡・萩・小浜・熊本・柳河・加賀の藩主)である。これらの大名行列の通行時には、沿道の各村の庄屋と村役人が、羽織袴姿で紙緒の草履を履いて一文字笠を冠る装束で、送迎しました。大名家以外の通行は、公用旅行者である勅使、公家、宮家、門跡、高僧、幕府役人等でした。その他、特殊な行列としては外国使節団一行が美濃路を通行しました。

江戸幕府と和平した朝鮮国王の外交使節「通信使」が、美濃路を20回通行しました。また、琉球国中山王の

「慶賀使」と「恩謝使」は、正徳4年(1714年)以降に美濃路を22回通行し、6回稲葉宿に宿泊した。

珍しい道中は「象さん」の行列です。享保14年(1729年)8代将軍徳川吉宗に献上される、7才のオス象が中御門天皇に拝謁され、官位「従4位広南白象」を賜って、京都から美濃路を歩いて江戸に向いました。その時、稲葉宿本陣で昼休みしました。

お茶壺道中は、宇治茶を将軍様に献上するもので、元禄6年(1693年)以降、美濃路を通行しましたが、権威の高い茶壺行列だったので、宿場の人々は大変苦労したようです。

宿場の終焉 宿場経営の責任者は問屋でした。参勤交代の休泊費用は無賃銭であり、藩主からの謝礼金が下賜されますが大名の家格(石高)によって差がありました。伝馬という人馬継立も、公用旅行者(朱印状・証文書)は無賃銭であり、公定賃銭を超えた場合は問屋と話合って賃銭を決めていました。文化年間(1804年)以降、大名行列が年々減少して宿場の経営は難しくなっていました。明治維新により、江戸は東京になり、各大名は東京に集められ、参勤交代が無くなり、明治3年(1870年)に本陣、脇本陣は廃止されて、近代商店街として姿を変えて行った。現在の町並みは、明治以降に商業地として繁栄したもので、宿駅時代の史跡がなく、古民家が十数軒しか残っていないのが残念です。

しかし、徳川家ゆかりの禪源寺には、大名以上の休泊者との交友事績が残っている、(一)将軍家光から許可された「葵御紋」使用の本堂・勅使門(写真3)(二)朝鮮通信使(滄浪筆)の扁額「禪源寺」(三)琉球使節の随員薩摩藩士(伊集院山内氏)の墓碑(四)琉球使節の漢詩交換書は、禪源寺が稲葉宿の中心的役割を担っていた証である。

筆者紹介:稲沢市郷土史研究会 代表 松田 文夫
稲沢市在住



はじめまして新会員の紹介 R3.9~R3.12 一宮法人会の新しいお仲間16社の皆さまです。
(敬称略)

支部	法人名	代表者名	業種	紹介者名
貴船	第一生命保険株式会社一宮東営業オフィス	柳原 知美	保険に関する相談・提案・販売	艶清興業株式会社
大江	株式会社サトミ	里見 茂樹	荷札加工	株式会社加茂鋳金工業所
//	株式会社ホームステnEnterプライズ	村瀬 仁	不動産業	有限会社指英商店
丹陽	有限会社旭陽	早川 昌導	自動車整備業	
//	有限会社小倉や	小倉 克章	企画・デザイン	
奥	医療法人はらだ内科クリニック	原田 昌俊	医療	時田毛織株式会社
今伊勢	株式会社今枝ラタンホールディングス	今枝 賢三	不動産	
大和	有限会社松阪設備工業	西崎 紀夫	管工事業	花正建設株式会社
葉栗	株式会社MIYABI	奥田 剛史	とび、土工、コンクリート工事業	尾西信用金庫 木曾川東支店
西成	株式会社ゆいまーる	平松 稔朗	障害福祉	株式会社山口化成
稲沢	株式会社宮田工業	宮田 一男	電気工事業	
//	株式会社アッシュホーム	小澤 裕昭	建築工事業	
//	株式会社スギイマシナリィ	杉本 幹哉	生産用機械器具製造業	
木曾川	BLUE株式会社	長尾 和真	飲食業	尾西信用金庫 木曾川東支店
平和	合資会社田中鉄工所	田中 庄一	自動車部品・附属品製造業	
//	有限会社水谷物産	中島みどり	産業廃棄物処分業	

編集後記 a postscript by the editor

- ◎謹んで新年をお喜び申し上げます。本年もよろしくお願ひいたします。
- ◎秋の褒章では会員の水谷和司様が受賞されました。心よりお祝い申し上げます。
- ◎税を考える週間では、各表彰受表彰者表彰がありました。おめでとうございます。今後とも法人会活動にご協力いただきますようお願いいたします。
- ◎「令和4年度税制改正に関する提言」を掲載しました。この機会にご一読いただければと思います。
- ◎税務広報では、ネットを利用した便利な機能、インボイス制度、電子取引データ保存方法などの情報を掲載しています。ぜひご活用ください。
- ◎企業訪問ではアイコクアルファ株式会社様の見学を行いました。樋田社長様には貴重なお時間をいただきお話を伺うことができ感謝申し上げます。
- ◎昨年はコロナ禍の中、「今できることを」念頭に各部会、各支部の活動を行ってまいりました。本年は通常の事業運営の年となりますようお願いしております。

《感謝T.K》

公益社団法人一宮法人会報 第156号 令和4年1月(2022)発行

発行所 (公社)一宮法人会

一宮市栄4丁目5番16号(一宮税理士会館1階)
電話(0586)73-2134~5
FAX(0586)73-5665
URL http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ichinomiya

印刷 西濃印刷株式会社
岐阜市七軒町15
電話(058)263-4101



今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
に
安心をお届けしてまいります

新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます

令和四年

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

愛知総合支社
〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

大同生命保険株式会社

名古屋支社一宮営業所/愛知県一宮市神山2-4-12
TEL 0586-43-3671

AIG損害保険株式会社

名古屋支店/愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル2F)
TEL 052-685-6194

F-2019-1007(2019年8月9日)
19-073021 2021-8